4 備品の取扱いについて

資料4

市名		各市の状況
1	名古屋市	○ 自動車及びこれ以外の物品で価格が100万円以上のものを重要物品としています。 ○ 次の1及び2の要件を満たす物品を備品としています。 1 品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用できる物品 2 価格が次の価格以上の物品及び美術工芸品 （1）（2）（3）以外の物品：単価 20,000円以上 （2） 美術工芸品：価格に関係なく備品 （3） 図書：単価 5,000円以上 ○ この数年において上記の区分を変更したことはありません。 ○ 購入以外により取得した物品についても、上記の備品の基準に当てはまるものは備品として（価格が100万円以上であれば重要物品として）管理する取扱いとしています。 ただし、施設等に取り付けて管理するもの（持ち運んだり移動させたりすることができないもの）については、物品ではなく公有財産として管理する取扱いとしています。
2	豊橋市	本市においては、重要物品の区分を、備品及び動物のうち取得価格が100万円以上のもの並びに四輪自動車としています。備品と消耗品の区分は、儀式用具類及び印章類を除き取得単価2万円以上を備品としています。（但し、図書については5千円以上を備品としています。） なお、ここ数年において、区分規定の変更はありません。 工事、修繕、委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、重要物品等の管理を求めておりません。 ※本市では、豊橋市財産管理規則で、「重要備品」という名称でなく「重要物品」という名称を使用しております。
3	岡崎市	本市では、備品を取得価格10万円以上、重要備品を取得価格100万円以上としている。 備品と重要備品とを区別しているが、管理等については同一である。 平成21年度より備品の区分を取得価格2万円以上から10万円以上に変更した。 経緯としては、財務システムを新規導入した際、他の中核市の状況及び企業会計の部門については以前より取得価格10万円以上を備品としていたこと等から前述の金額を設定した。 工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、基本的には備品登録を行って管理している。
4	一宮市	重要備品及び備品の管理において、重要備品とは100万円以上の取得価格であるものとし、取得金額1万円以上のものを備品として管理しております。 工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品について、備品として管理していません。

市名		各市の状況
5	瀬戸市	本市の重要備品は、御市と同様に取得価格が、50万円以上の物としています。又、備品は、取得価格が1万円以上の物で、その性質又は形をかえることなく相当長期に使用するもので、その価格を超えないものは、消耗品としています。（ただし、備品台帳への登録は、平成19年度から事務量の軽減等の理由から、金額定義を1万円から3万円に引き上げて行っています。） なお、照会がありました近年の当該区分規定の変更はありません。 更に、工事・修繕・委託等で整備をした設備等に付随して取得した備品については、その性質や金額等から判断して備品台帳への登録して管理をしていくことになります。
6	半田市	本市において物品は、備品、消耗品、材料品、動物、郵便切手類と区分しており、取得金額が2万円以上の物品を備品としています。ただし、2万円以上であっても別に定めている物品は消耗品としています。重要備品という区分はありませんし、ここ数年において区分変更はありません。また、工事・修繕・委託等に付随して取得した物については物品としての取扱いをしておりません。
7	春日井市	本市では、重要物品は80万円以上、備品については3万円以上の取得価格としております。 これらの区分規定は、重要物品は平成19年3月、備品については平成14年3月に規則改正を行い定めました。 工事、修繕、委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、特に重要物品等としての管理を求めていません。
8	豊川市	議題提案市
9	津島市	取得金額による備品と消耗品との区分規定はありません。（この数年において変更等ありません。） 備品購入以外で取得した付随物品については、備品としての管理を求めていません。
10	碧南市	平成15年より、取得単価3万円以上かつ耐用年数5年以上の物品を備品として登録、管理しています。 工事等で付随して取得した物品に関しては、豊川市と同じく、備品としての登録、管理はしていません。
11	刈谷市	備品と消耗品の区別の基準は、購入予定価格3万円以上で耐用年数が2年以上のものを備品としています。ただし、この要件に欠けても図書（追録図書初版）やデジタルカメラ、カラープリンター、テレビ及び国・県支出金の補助対象として備品で購入することを条件とする場合は、備品として扱います。この基準は、備品台帳のシステム化に併せて線引きを明確化するために平成22年度予算要求時に作成しました。 なお、重要物品の基準は、100万円以上で工事等により整備した設備等に関しては、備品として登録しておりません。
12	豊田市	・重要な物品：取得価格又は評価額が100万円以上のもの。 ←豊田市物品管理規則第28条、豊田市物品管理事務細則第34条 ・消耗品と区分する基準：品質形状が変わることなく、比較的長期間、継続使用できるもので、評価額が2万円以下のもの。 ←豊田市物品管理規則第3条 ・この数年、これらの区分規定の変更はしておりません。 ・重要備品等の購入以外の、工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、重要備品等としての管理するかの判断を各所管の物品管理者（課長）の判断に任せております。

市名		各市の状況
13	安城市	1. 物品管理規則により重要備品は100万円以上のものとしています。 2. 消耗品との区分に関して平成22年より備品の範囲を以下のように変更しました。 （1）「備品購入費」で購入したもの （2）財政課が購入し各課に配布した、机、椅子、保管庫等 3. システム等一部は、委託費で購入したものに関しても重要備品として管理しています。
14	西尾市	本市では、「物品の性質、形状を変えることなく、比較的長期（概ね3年以上）の使用に耐えるもの」を備品としていますが、そのうち取得価格または評価額が3万円未満のものは除くことができるとしています。ただし、3万円未満のものであっても、備品購入費で購入するものや貸与物品などは、備品としています。 また備品の中で3輪以上の車両又は取得価格50万円のものを重要備品としています。 工事等で取得した備品であっても、財産管理上施設や設備の付属物（門扉等）として扱うものについては、備品とはしていませんが、単体で可搬でき、他の施設でも使用が可能なものについては、備品登録するようにしています。
15	蒲郡市	本市では、1品の取得又は見積価格が100万円以上の備品を重要備品とし、備品と消耗品とを区分する価格の基準として、1品の取得又は見積価格が3万円以上か否かとしております。 平成25年4月1日より、物品管理規則の一部改正により、それまでの1万円以上という基準から3万円以上という基準に区分規定を変更しました。 その理由としましては、備品数の増加に伴い、煩雑化してきた備品管理事務の簡素化及び合理化を図るためであり、近隣市町村に調査をしたところ、他市町村に比べ基準が低かったこともあり、変更を行いました。 工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、本市としても特に重要備品等としての管理を求めていませんが、その品質形状が変わることなく、比較的長期間継続使用できる3万円以上の物品は備品、100万円以上の備品は重要備品として取り扱う旨の規定（物品管理規則）に準じた、各担当課の判断に任せているのが現状です。
16	犬山市	・重要備品の定義はない（財産台帳上、公用車やレントゲン等、100万円を越えるようなものを示すことはある） ・消耗品との区分基準は1万円 ・変更なし ・重要備品ではないが、備品としての管理が必要と判断できるものについては備品として取り扱う
17	常滑市	当市の備品と消耗品とを区分する基準は、取得価格については豊川市と同額であることに加えて、運用上、備品として取り扱っていた重要な印章類につきましても備品に含まれることを要綱に規定し、平成24年1月1日から施行しています。 また、工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品についても、購入により取得した備品と同じ扱いをしています。

市名		各市の状況
18	江南市	重要物品につきましては、1品の取得価格または見積価格が50万円以上として運用しております。 備品につきましては、消耗品と区分する基準として、1品の予定価格または見積価格が1万円以上と 規定されており、この数年において、これらの区分規定を変更したことはありません。 備品の区分金額につきましては、平成18年度に5千円から1万円に引き上げており、当時行った県内 市の区分金額の調査結果を踏まえ、事務改善として改正されております。 また、工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品につきましては、重要物品、備 品としての管理はしておりません。
19	小牧市	当市では、重要物品を100万円以上とし、備品については取得金額が1万円以上としています。 これらの区分規定は平成12年度に変更しており、当時、県内各市の状況を参考にしています。 また、重要物品等の購入以外の、工事・修繕等で整備した設備等に付随して取得した物品については 当市でも重要物品としての管理は求めてはいません。
20	稲沢市	・本市では、一品の取得価格が100万円以上のものと、自動車、装飾用品のうち基準品目(絵画、書、彫刻、花器等)については一品の取得価格にかかわらず重要備品としています。 ・備品については、消耗品と区分する基準として原型のまま比較的長期の反復使用に耐えるものとして一品の 取得価格が一万円以上のものとしています。 ・重要備品の基準に関する内規として、平成22年3月31日から取得価格50万円以上を100万円以上に変更 しました。理由につきましては、愛知県下34市に照会したところ34市中過半数の18市が重要備品を100万円 以上と定めていたためです。 ・本市でも重要備品の基準としては、備品購入費で購入したもので取得価格又は基準品目に該当するものを重要備品としています。
21	新城市	本市では、「新城市備品管理要綱」に基づき、備品の範囲を次のとおり規定しております。 ・原形のまま比較的長期反復使用に耐える物品で、1万円以上のものとする。ただし、特に重要なもの又は備品とすることが適当な物品については、金額にかかわらず備品とする。 また、市が所有する備品であれば、備品として登録を行い、管理をすることとなっています。
22	東海市	現在の備品取得価格: 30，000円 現在の価格までの推移: 当初 3，000円 平成 2年4月1日 10，000円 平成23年4月1日 30，000円 今後改定の予定:なし 重要備品としての取扱い:なし

市名		各市の状況
23	大府市	●重要物品 取得価格100万円以上の備品又は車両（四輪以上のものに限る。） ●備品 （1） 印章類 （2） 施設等で保管する図書類のうち、貸出又は閲覧を目的としたもの （3） 前2号に掲げるものを除き、取得価格が3万円以上のもの （4） その他各課等の長が記載することが適当と認めたもの ●上記以外を消耗品として購入しています。 ●平成16年4月1日に備品管理システム稼働に伴い備品と消耗品の区分及び分類表の見直しを実施した。 ●工事・修繕による備品の受け入れは各課の判断に任せています。なお、平成25年度に建設した建物については、家屋購入費で建物とともに備品も一括購入を行い、区分により備品登録を実施しました。
24	知多市	重要な物品については、自動車及び取得金額又は評価額が１００万円以上の備品としている（知多市物品管理規則第１７条）。また、備品については、その品質形状が変わることなく比較的長期間継続使用できるもので取得予定単価3万円以上のものとしている（知多市物品管理規則第2条第1項）。 区分規定の変更については、平成２５年３月１日に物品管理規則の改正を行い、備品とする金額を取得予定単価2万円以上から取得予定単価3万円以上に変更した。近隣他市の状況を調査し、備品登録対象物品の基準を近隣他市と揃えるため、また、備品登録事務を削減することによる事務の効率化を図るために金額の変更を行った。 工事等で整備した設備等に付随して取得した備品については、その財産のうち物品として管理すべきものがあるときは、組替えによる取得として備品登録を行っている（知多市物品管理規則第１０条）。金額区分等の取り扱いについては、通常の備品の取扱いと同じであり、１００万円以上の備品を重要な物品としている。
25	知立市	・「備品」について 「備品」は性質形状を変えることなく比較的長期間に渡って使用し、かつ保存できる物品で、購入予定価格が2万円以上のものとしていますが、管理上、備品として扱ったほうが適当と判断した場合は2万円未満であつても備品扱いとしています。 ・「重要備品」について 「重要備品」と「備品」の区別はしていません。 ・工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随した備品について 貴市と同様に、備品としての管理を求めていません。 ・また、上記取り扱いの見直し、変更はしていません。
26	尾張旭市	・本市においても50万円以上の取得価格の備品を重要備品として管理しています。 ・備品と消耗品の区分基準については、要綱を定めており、その分類表の中で、事務用の机や椅子、書庫など備品として管理する物品に分類されるものは金額によらず備品とすることとし、それ以外に分類されるもので1万円以下の物品は備品としないと定めています。また、ソフトウェアやCD、旗・横断幕等消耗品的性質の強い物品も備品としないと定めています。 ・本市では、取得価格1万円以下は消耗品とする考え方と物品の性質形状により備品と消耗品を区分する考え方があり、事務上の混乱が生じたため、考え方を整理した要綱を制定し、平成２６年４月１日に施行しました。 ・工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、本市でも特に備品としての管理を求めていません。

市名		各市の状況
27	高浜市	本市におきましては、重要備品は80万円以上の取得価格とし、備品につきましては取得金額5万円以上か否かとしています。この数年は区分規定の変更はありません。 工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品につきましては、貴市と同じく重要備品としての管理を求めていません。
28	岩倉市	本市では、重要な物品は取得価格80万円以上のものとしています。平成22年４月に岩倉市財産管理規則（以下「規則」という。）を改正し取得価格80万円以上と規定したもので、それ以前は慣例により重要な物品を10万円以上としていました。 また、本市で備品として整理する物品は、すべて取得価格1万円以上のものとしています。平成22年４月に規則を改正し取得価格1万円以上と規定したもので、それ以前は図書については3千円未満など1万円未満であっても備品となるものがあり事務が煩雑になっていたため、例外規定を見直したものです。 なお、工事・修繕。委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、備品としての管理を求めていません。
29	豊明市	【備品と消耗品の区分基準】 原則：定価が１万円をこえるものを備品とする。 例外：机、椅子、消火器、公印等は、１万円以下でも備品とする。 【区分規定の変更】 ・ここ数年では変更なし。 【付随備品について】 ・支払いは備品購入費・工事費のどちらでもいいが、備品台帳は作成する。
30	日進市	重要備品については取得価格が30万以上の物と規定しており、また備品については、取得価格が1万円以上の物と規定しています。この区分規定については以前から変更していません。 また、重要備品等の購入以外の工事等で設備等に付随して取得した備品については、重要備品等として管理していません。
31	田原市	備品については、消耗品と区別する基準として、取得金額3万円以上か否かとしている。 重要備品（決算書の財産に関する調書に載っているもの）については、取得金額１００万円以上及び主要な物品としている。また、重要備品等の購入以外の、工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、本市では特に重要備品として管理を求めていない。
32	愛西市	品質形状が変わることなく比較的長期間(おおむね3年以上)にわたって反復使用に耐え、さらに移動可能な状態のものを備品として取り扱い、床や壁などに固定して設置することが通常の使用状態であるものについては設備と位置付けております（備品として取り扱いません）。 取得金額については特に基準を設けておらず、一万円未満のものであっても、購入時の予算措置科目が備品購入費からのものであれば備品として取り扱います。

市名		各市の状況
33	清須市	取得単価(単価不明のものは見積価格)10,000円以上(図書については5,000円以上)を基準として管理しております。 上記以外に区分規定は特に設けておらず、変更等も行っておりません。 また、重要備品等の管理も行っておりません。 本市では庁舎増築・改修工事に向け、備品の管理基準の見直しが必要であると考えております。 ご教示よろしくお願いいたします。
34	北名古屋市	本市では、取得価格100万円以上の備品を重要備品とし、備品と消耗品を区別する基準としては取得価格1万円以上か否かとしております。また図書については取得価格1万円以上のものでも消耗品として取り扱っていましたが、平成24年度からは取得価格1万円以上のものや加除式図書の本体、住宅地図を備品として取り扱うように変更しました。 設備に付随して取得した備品については、取り外し及び設置が簡易にでき移置して使用可能なものについては備品として管理をしています。
35	弥富市	重要備品については100万円以上の取得価格としています。 備品はその品質形状が変わることなく比較的長期間（おおむね3年以上）継続使用できるもの、消耗品は品質形状が短期間の使用により変化し、全部若しくは一部を消耗するもの及び取得金額1万円未満のものとしております。 近年区分規定の変更はしておりません。 工事・修繕・委託等で整備した設備等に付随して取得した備品については、特に管理を求めておりません。（所管課の判断に任せております。）
36	みよし市	・備品と消耗品の取得金額による区分は、3万円以上か否かを基準としています。 ・ここ数年における区分規定の変更はありません。 ・備品購入以外で調達した重要備品の取り扱いの状況ですが、管理を求めていません。
37	あま市	本市の規定では、物品は備品・消耗品・材料費にそれぞれ区分され、貴市のように重要備品と備品とに細分化するような取扱いはありません。備品と消耗品との区別は、取得単価10，000円以上の物品は備品として取り扱っており、平成22年3月の3町合併後、規定の変更はありません。設備等に付随して取得した物品については、工作物として管理することとしています。
38	長久手市	重要備品という定義は、特にありません。 また、設計価格が30，000円を超えるか否か（及びその性質又は形を変えることなく相当長期に使用するものであるか否か）によって、消耗品と区分しています。 なお、平成24年3月31日以前は、判断基準である設計価格を10，000円としていましたが、近年の物価等の社会情勢に鑑み、備品として長期的に管理すべき物の適正な価額を近隣市町の運用も参考に再考した結果、変更しました。 工事・修繕・委託等業務に付随して取得した備品については、特に備品登録を行っていません。